

守口市犯罪被害者等カウンセリング事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市犯罪被害者等支援条例（令和4年守口市条例第18号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、犯罪被害者等に対し、早期に平穏な日常生活への復帰を図るために心の回復を支援するカウンセリング事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であってアからカまでそれぞれに掲げる事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録をされずに本市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (2) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

- (3) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った市民をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその親族又は遺族をいう。
(事業の対象者)

第3条 事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等（交通事故を除く。）の被害（被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。以下この項において同じ。）により傷害又は疾病（医師の診断により1か月以上（過失による犯罪等にあつては、3か月以上）の療養を要するものに限る。）を負った者であつて、その犯罪等が行われた時及び第6条第1項に規定する申請（以下「申請」という。）を行う時において市民であるもの
- (2) 交通事故の被害により3か月以上の療養を要する傷害を負った者であつて、その交通事故に遭った時及び申請を行う時において市民であるもの
- (3) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等の被害により死亡した市民の死亡時における配偶者（法律上の身分関係が無い者であっても、これと同視し得る事情にある者を含む。以下同じ。）又は二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。以下同じ。）であつて、申請を行う時において市民であるもの
- (4) 人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等が行われた時における第1号又は第2号に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族であつて、申請を行う時において市民であるもの

(事業の実施内容等)

第4条 事業の実施内容は、事業を委託された事業者が派遣する犯罪被害者支援に精通した臨床心理士等の資格を持つカウンセラーによるカウンセリングの実施とする。

- 2 事業の実施時間は、1回当たり60分以内とする。
- 3 事業を利用することができる回数は、事業の利用の決定を受けた日から3年を経過する日までの間に6回を上限とする。

(利用の制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、事業を実施しないことができる。

- (1) 犯罪等が行われた時において犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合（親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、その犯罪等が行われた時にその犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合における当該遺族及び申請を行う時において当該遺族を現に監護している市民は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は次条第1項に規定する申請書を提出する者（以下「申請者」という。）が次に掲げる行為を行うなど、その責めに帰すべき行為があった場合
 - ア 犯罪等を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等犯罪等を誘発する行為
 - ウ その他犯罪等に関連する著しく不正な行為
- (3) 過失による犯罪等により害を被った犯罪被害者に重大な過失があった場合
- (4) 犯罪被害者又は申請者が守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が犯罪等の行為を容認していたこと、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、事業を実施することが社会通念上適切でない認められる場合
（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする者は、守口市犯罪被害者等カウンセリング事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、犯罪被害に関する申立書及び次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、条例に基づき定める他の犯罪被害者等支援事業に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合には、書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 第3条第1号又は第2号に掲げる者が申請する場合
 - ア 申請者が、犯罪等が行われた時又は交通事故に遭った時及び申請を行う時において市民であることを証明する書類
 - イ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 第3条第3号に掲げる者が申請する場合
 - ア 申請者が、申請を行う時において市民であることを証明する書類

- イ 犯罪被害者が、犯罪等が行われた時に市民であったことを証明する書類
- ウ 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- エ 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書その他の地方公共団体の長が発行する証明書（申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者である場合には、その事実を認めることができる書類）（以下「続柄証明書」という。）
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 第3条第4号に掲げる者が申請する場合

- ア 申請者が、申請を行う時において市民であることを証明する書類
- イ 犯罪被害者が、犯罪等が行われた時及び申請を行う時において市民であることを証明する書類
- ウ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書の写し
- エ 申請者と犯罪被害者との続柄証明書
- オ その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、犯罪等の被害を知った日から3年を経過したとき又は犯罪等が行われた日から7年を経過したときは、することができない。ただし、その期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、申請が到着してから概ね20日以内（関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報等を照会している期間を除く。）に、事業の利用の決定又は却下を行い、守口市犯罪被害者等カウンセリング事業利用審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定又は却下を行うために必要がある場合は、犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報、犯罪被害者との続柄又は居住の実態を調査することができる。

(利用の中止)

第8条 事業の利用の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、事業の利用の中止を申し出る場合には、守口市犯罪被害者等カウンセリング事業利用中止届出書を市長に提出しなければならない。

(利用の決定の取消し等)

第9条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 事業を利用する資格がないと判明した場合

(2) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたと認めた場合

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消した場合においては、守口市犯罪被害者等カウンセリング事業利用決定取消通知書により利用決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用の決定を取り消した場合において、既に事業を実施していたときは、これまでにかけた費用を請求するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、人権主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した犯罪等の被害について適用する。